

岸和田市広告入り玄関マット無償提供事業者募集要項

令和6年8月20日改正

岸和田市が推進している広告収入促進事業のひとつとして、経費削減、市民サービスの向上のため、広告入り玄関マットを無償で提供していただける事業者を募集します。

事業者のみならずにとっては、毎日多数の来庁者や職員の往来のある市施設での広告掲載であることから、宣伝効果が大きいと期待できるものと考えます。

1 募集内容

広告入り玄関マット（以下「マット」という。）無償提供事業者（以下「マット提供事業者」という。）

2 募集方法

募集中の設置場所について公募。（先着順。）

3 募集期間

随時募集中。

※募集している設置場所がなくなり次第終了します。

4 マット設置場所・規格・設置期間等

別紙①資料「岸和田市広告入り玄関マット設置場所・サイズ・設置期間等について」をご覧ください。

表記サイズについては、基本となる形状の参考数値として示したものであり、各設置場所において、安全や通行に支障のないサイズ及び形状であれば、ご提案いただくことも可能です。ただし、実際のマット作成に当たっては、当該施設所管課とサイズの最終確認を行ってください。

5 マットの仕様

- （１） マットのデザイン及び色調は、設置場所が公共用施設であることを十分に考慮し、施設にふさわしいものとなるよう配慮してください。
- （２） マットの材質等については、靴底のクリーニング機能、防塵機能、防炎機能、吸水機能及び滑り止め機能を持つものとし、通行に支障のないものにしてください。

6 マット提供事業者の責務

- （１） マットの作成については、マット提供事業者の責任において作成し、その費用はすべてマット提供事業者が負担するものとします。
- （２） マットの維持管理は、マット提供事業者において行ってください。
- （３） マットの洗浄は原則月２回とし、費用はマット提供事業者が負担してください。洗浄時における交換用マットを必ず作成してください。また、通常の交換以外にも、マットに著しい汚損等が生じた場合は、市とマット提供事業者が協議のうえ、清掃・交換等を実施してください。
- （４） マットの設置及び撤去作業については、マット提供事業者の負担及び責任において行ってください。
- （５） マット提供事業者は、マットに掲載された広告の内容について、一切の責任を負うものとします。

- (6) マット提供事業者は、マット設置の権利を他に譲渡することはできません。ただし、あらかじめ書面により市の承諾を得た場合は、マット提供事業者の責任においてマット取扱事業者等の第三者に業務を委託することができます。

7 マット設置期間

原則3年としますが、マット提供事業者が希望する場合は、契約の更新も可能とします。設置期間（設置開始日及び終了日）は、別途協議の上、借上契約書に記載することとします。

8 マット提供事業者としない者

- (1) 岸和田市広告収入事業実施要綱第4条（広告主としない者）各号に規定する者
- (2) 岸和田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例施行規則第2条各号に規定する暴力団密接関係者
- ※ 市内に事業所（本店または支店等）を有する場合、事業所に対して課税する本市の市税の課税状況及び納税状況について確認させていただきます。また、代表者が市内に住所を有する場合、代表者に対して課税する本市の市税の課税状況及び納税状況について確認させていただきます。
- ※ 市が、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、役員名簿等を提出していただく場合があります。また、提出していただいた役員名簿等や申込書等の提出書類を大阪府警察本部又は大阪府岸和田警察署に提供する場合があります。）

9 掲載できない広告

岸和田市広告収入事業実施要綱第5条第1項各号（広告掲載しない広告の基準）の規定に該当するものは掲載できません。

10 申込み方法等

- (1) 「岸和田市広告入り玄関マット無償提供申込書」（様式第1号）及び「誓約書」（様式第2号）に必要事項を記入のうえ、デザイン及びサイズがわかる資料を添付して岸和田市役所財務部行財政改革課へ持参により提出してください。
- (2) 申込みにあたっては、「岸和田市広告収入事業実施要綱」を参照してください。

11 マット提供事業者の決定

- (1) 上記3の募集期間において申込みを行った者について、先着によりマット提供事業者の候補者とします。
- (2) マット提供事業者候補者について、申込み内容を市において下記の基準により審査します。
- ① 岸和田市広告収入事業実施要綱第5条第1項各号の規定に該当していないか。
 - ② デザイン及び色調が公共施設にふさわしいか。
 - ③ 広告の文言は適切な表現になっているか。
 - ④ その他募集要項の内容は守られているか。
- (3) 審査後、「岸和田市広告入り玄関マットの無償提供に係る設置・更新決定通知書」（様式第3号）にて設置の可否を通知し、決定したマット提供事業者と当該マットに係る借上契約を締結します。

12 広告内容の変更

- (1) マット提供事業者が、設置中のマットの広告内容、デザイン等の変更を希望するときは、設置を希望する日の1か月前までに市へ「岸和田市広告入り玄関マット内容・デザイン等変更申込書」(様式第4号)を提出してください。市において審査後、設置の可否について「岸和田市広告入り玄関マットの無償提供に係る変更決定通知書」(様式第5号)にて、通知します。
- (2) マット提供事業者が、契約当初より、広告内容、デザインの異なった複数のマットをもって定期交換に充てたい場合は、「岸和田市広告入り玄関マット無償提供申込書」(様式第1号)による申込み時に、希望する全てのマットのデザインがわかる資料を添付して提出してください。

13 契約の更新

マット提供事業者が契約の更新を希望する場合は、契約期間満了の6か月前までに、市へ「岸和田市広告入り玄関マット無償提供更新申込書」(様式第6号)にて通知してください。市において審査後、更新の可否を通知し、「岸和田市広告入り玄関マットの無償提供に係る設置・更新決定通知書」(様式第3号)にて設置の可否を通知し、当該マットに係る借上契約を更新します。

14 契約の解除

- (1) 契約締結後、マット提供事業者又はマット提供事業者の行為が岸和田市広告収入事業実施要綱第10条に該当することが確認された場合、市は、速やかに当該契約を解除するものとします。この場合において、市長は、マット提供事業者に対し補償を行わないものとします。
- (2) 市及びマット提供事業者において、当該契約によるマット設置の継続に困難な事由が生じた場合は、市とマット提供事業者が協議のうえ、当該契約を解除できるものとします。

15 その他

市長は、必要があると認めるときは、マット提供事業者と協議し、マットを一時的に撤去、又は不可視の状態にすることができるものとします。この場合において、市長は、マット提供事業者に対し補償を行わないものとします。

16 申込・問合せ先

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

岸和田市財務部行財政改革課

電話：072-423-9405(直通)

e-mail：gyoukaku@city.kishiwada.osaka.jp

※ 郵送、FAX、e-mailでの申込はできません。

岸和田市長 様

岸和田市広告入り玄関マット無償提供申込書

岸和田市広告入り玄関マット無償提供事業者募集要項の規定に基づき、下記のとおり広告入り玄関マットの提供を申込みます。

申 込 事 業 者	所在地		〒		
	(フリガナ) 事業者名				
	代 表 者	職・氏名・実印			印
		住所	〒		
		生年月日			
	業 種				
	業務内容※1				
	担当部署・担当者名				
	担当者連絡先	電 話 F A X e-mail			
	設置希望場所・枚数				
マット広告案		別紙のとおり			
委託	有 ・ 無	委 託 先	名 称 所在地 電 話		

同意兼誓約書欄

- ・私は、岸和田市広告入り玄関マット無償提供に関し、入札参加資格審査時から契約期間終了までの間において、市長が以下①②の課税状況及び納税状況を確認することに同意します。
 - ①岸和田市が事業所（本店・支店等）に対して課税する市税
 - ②岸和田市が代表者に対して課税する市税
- ・私は、申込みに当たり、岸和田市広告収入事業実施要綱第4条各号の規定に該当しないこと、及び広告内容が同要綱第5条第1項各号の規定に該当しないことを誓約します。

署名欄（※上記申込事業者欄に記載のものと同じ内容を記載し、同じ印を押印してください。）

(フリガナ) 事業者名		
代表者 (職・氏名・実印)		印

※1 事業概要がわかる書類やパンフレット等の添付でも構いません。

※ デザイン及びサイズがわかる資料を添付してください。

※ 免許、許可等を要する事業を営む者にとっては、当該免許、許可等を証する書面の写しを別に添付してください。

様式第2号

岸和田市広告収入事業用

誓 約 書

私は、岸和田市が岸和田市暴力団排除条例及び岸和田市広告収入事業実施要綱に基づき、広告収入事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札・契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、暴力団員又は岸和田市暴力団排除条例施行規則第2条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。
- 2 私は、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、岸和田市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が岸和田市から大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると岸和田市が大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は岸和田市の調査により判明した場合には、岸和田市が岸和田市暴力団排除条例及び岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、岸和田市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私は、岸和田市との契約に関することについて、暴力団等から不当介入等を受けた場合は、岸和田市長に報告し、所管警察署に届出します。

岸和田市長 様

令和 年 月 日

所在地

（フリガナ）

商号又は名称

（フリガナ）

代表者 職・氏名

実印

生年月日

年 月 日生

○岸和田市暴力団排除条例(抜粋)

(参 考)

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置)

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者(以下「有資格者」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと。
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約相手方としないこと。
 - (6) 公共工事等及び売払い等について契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等に係る契約を解除すること。
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号(第3号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、入札の参加資格の登録を希望する者又は契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○岸和田市暴力団排除条例施行規則(抜粋)

(暴力団密接関係者)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

第 号
年 月 日

様

岸和田市長 (印)

岸和田市広告入り玄関マットの無償提供に係る設置・更新決定通知書

広告入り玄関マットの無償提供に係る申込みについて、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

事業者名		
決定事項		無償提供による設置 ・ 無償提供の更新
設置場所・枚数		
設置・更新期間		年 月 日 から 年 月 日まで
委託	有・無	(委託有の場合) 業務委託を了承します。 委託先：

※ 設置及び更新いずれの場合も、別途、借上契約書を締結いたします。

岸和田市長 様

岸和田市広告入り玄関マット内容・デザイン等変更申込書

現在、私が無償提供中の広告入り玄関マットについて、下記のとおり内容・デザイン等の変更を申込みます。なお、申込みに当たっては、広告内容が岸和田市広告収入事業実施要綱第5条第1項各号の規定に該当しないことを申し添えます。

申 込 事 業 者	所在地		〒	
	(フリガナ) 事業者名			
	代 表 者	職・氏名・実印		⑩
		住所	〒	
		生年月日		
	業 種			
	業務内容※1			
	担当部署・担当者名			
	担当者連絡先		電 話 F A X e-mail	
変更を希望するマットの 設置場所・枚数				
マット広告変更案		別紙のとおり		
変更希望日		年 月 日 から変更		

- ※1 事業概要がわかる書類やパンフレット等の添付でも構いません。
- ※ デザイン及びサイズがわかる資料を添付してください。
- ※ 免許、許可等を要する事業を営む者にあつては、当該免許、許可等を証する書面の写しを添付してください。
- ※ 変更希望日の1か月前までに申込みをしてください。

第 号
年 月 日

様

岸和田市長 印

岸和田市広告入り玄関マットの無償提供に係る変更決定通知書

広告入り玄関マットの無償提供に係る変更申込みについて、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

事業者名	
決定事項	広告内容等の変更
設置場所・枚数	
変更内容	
変更後設置期間	年 月 日 から 年 月 日まで

岸和田市長 様

岸和田市広告入り玄関マット無償提供更新申込書

現在、私が無償提供中の広告入り玄関マットについて、岸和田市広告入り玄関マット無償提供事業者募集要項の規定に基づき、下記のとおり提供の更新を申込みます。

申 込 事 業 者	所在地		〒		
	(フリガナ) 事業者名				
	代 表 者	職・氏名・実印			印
		住所	〒		
		生年月日			
	業 種				
	業務内容※1				
	担当部署・担当者名				
	担当者連絡先		電 話 F A X e-mail		
	設置場所・枚数				
マット広告案		別紙のとおり ・ 現行どおり			
委託	有 ・ 無	委 託 先	名 称 所在地 電 話		

同意兼誓約書欄

- ・私は、岸和田市広告入り玄関マット無償提供に関し、入札参加資格審査時から契約期間終了までの間において、市長が以下①②の課税状況及び納税状況を確認することに同意します。
 - ①岸和田市が事業所（本店・支店等）に対して課税する市税
 - ②岸和田市が代表者に対して課税する市税
- ・私は、申込みに当たり、岸和田市広告収入事業実施要綱第4条各号の規定に該当しないこと、及び広告内容が同要綱第5条第1項各号の規定に該当しないことを誓約します。

署名欄（※上記申込事業者欄に記載のものと同一内容を記載し、同じ印を押印してください。）

(フリガナ) 事業者名		
代表者 (職・氏名・実印)		印

- ※ 1 事業概要がわかる書類やパンフレット等の添付でも構いません。
- ※ デザイン及びサイズがわかる資料を添付してください。（現行どおりの場合は不要）
- ※ 免許、許可等を要する事業を営む者にとっては、当該免許、許可等を証する書面の写しを別に添付してください。